「子どもの居場所『いい場所（仮称）※』づくり」モデル事業

実施要綱

　※“子どもの居場所”については、今後、目的や実際の内容等を踏まえて、彦根市における名称を、活動者や関係機関を交えて検討していく予定のため、仮称としています。

１．趣旨

　　この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会の実施する「子どもの居場所づくり」モデル事業（以下「居場所づくり事業」）の実施に必要な事項を定めるものとする。

２．事業目的

　　多様化した地域課題が問題視される中、子どもについても、多様な福祉課題が顕在化している。子どもが抱える潜在的ニーズの把握は難しく、当事者側からＳＯＳが発信されることが少ないため、地域で見守る体制が重要である。

居場所づくり事業は、子どもの学びと育ちを地域全体で見守る体制づくりをめざすため、食事を一人でとる孤食等から起きる「愛情の貧困」や、地域社会との関わりの希薄さにより課題を抱える子どもを地域で見守り、子どもの健全な成長の育みや、地域と子どもがつながりを持てる環境を整えていく取組を市内全域に波及させていくことを目的とする。

３．事業内容

　　居場所づくり事業は、食事や学びを共にすることで子どもがふれあいや地域との交流を図れる場、課題を抱え地域とのつながりが閉ざされている子どもが一歩立ち寄れる場など、子どもが安心して気軽に立ち寄ることのできる地域の身近な居場所を定期的に開催する事業とし、担い手としても老若男女を問わず様々な地域の大人が参画できる事業として進めるものとする。

４．対象となる団体

　　居場所づくり事業の実施主体は、地域の中で継続して事業に取り組もうとする団体・個人であることとし、対象は下記のとおりとする。

1. ＮＰＯ法人
2. 子ども支援に関わるグループ
3. その他会長が特に必要と認める者

5．対象となる事業

　　居場所づくり事業の対象は、地域の中で、食事または学び、もしくはその両方を含めた子どもの居場所づくりとし、下記９の条件を満たす活動とする。

　※ただし、国または県、市および民間の助成機関から補助・助成を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、助成金の交付対象外とする。

６．活動の支援

　　本会は、居場所づくり事業の運営への助言、支援を行い、必要に応じて立上げ等にかかる経費の助成を行う。

　(1)この要綱による助成金額またその要件については別表のとおりとする。また、モデル事業として、この要綱による助成は、3年間（助成初年度を含めて通算3年度）とする。

(2)必要に応じ、運営の助言、交流会等を実施する。

７．実施の申請

　　居場所づくり事業を実施しようとする団体等（以下「事業実施団体」）は、「実施申請書」(様式1-1)に、事業計画書およびモデル事業終了後の事業展望計画、助成金請求書を添付し、本会に提出しなければならない。

８．実施の決定

　(1)本会は、実施申請書について、子どもに関わる分野の行政および教育等の関係機関から意見を聴いたうえで審査を行い、事業の実施および助成金の交付等必要な支援内容を決定するものとする。

　(2)本会は、前項の規定により事業実施を決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

９．実施の条件

　　事業実施団体は、次に掲げる事項について確実に取り組まなければならない。

　(1)活動対象の主体は子どもであること

(2)月に一回以上の活動を実施すること

(3)参加する子どもの安全について十分に配慮すること

(4)本会が企画する交流・学習等事業や協議の場へ参加すること

　(5)本会による運営への助言等を受け入れること

　(6)モデル事業期間終了後の継続した運営のための財源と人材の確保に関する方策を検討すること

１０．事業の変更または中止

　　事業実施団体が、事業内容を変更し、または事業を中止する場合には、事前に本会の承認を得なければならない。

１１．助成金の交付

　　本会は、助成金の交付決定がされた事業実施団体に対して、申請から概ね１ヶ月以内に助成金を交付決定するものとする。

１２．実績報告

　　事業実施団体は、毎年４月末までに、本会に「実施報告書」(様式2)を提出しなければならない。

１３．事業の継続

　　事業実施団体は、次年度も継続して事業を実施し助成を受ける場合は、１２に規定する実績報告とあわせて、「継続実施申請書」(様式1-2)に必要書類を添付し、本会に提出しなければならない。

１４．事業の取り消し

　　本会は、事業実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の決定を取り消し、助成金の返還を求めることがある。

　(1)事業実施団体から辞退の申し出があったとき

　(2)事業実施団体が活動を中止したとき

　(3)事業実施団体が、実施主体の要件を欠いたとき

　(4)事業実施団体に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき

１５．モデル事業の期間

　　モデル事業の実施期間は、平成２９年度から平成３１年度とする。

１６．本事業の庶務

　　モデル事業に関する庶務は、本会事務局において処理する。

１７．その他

　　上記１から１６に掲げる事項以外で、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

付則　本要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

別表(5関係) １事業あたりの助成額および対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 助成金の額 | 対象経費 |
| 基本額 | ３０,０００円上限 | 活動に直接要する経費とし、次の各号いずれかに該当するものに限る。  (1)消耗品費：周知チラシ用紙代等  (2)印刷製本費：周知チラシ印刷代等  (3)備品費：机、イス、書籍、参考書等  (4)設置工事費：本棚の設置等  (5)その他会長が必要と認める経費 |
| 活動運営費 | 開催１回につき５，０００円（年度内５０回を上限※） | 特に用途を問わない。  （活動奨励金として交付するため） |

　※年度途中に開始する場合は、週１回を上限とする。